

## 反社会的勢力への対応に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の基に、北海道農業共済組合（以下「組合」という。）における反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備等に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領における「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する集団又は個人をいう。

- 1 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人
- 2 前号以外で暴行、傷害、脅迫、恐喝又は威圧等の暴力を用いて不当な要求行為をする集団又は個人

### (基本的な考え方)

第3条 組合は、反社会的勢力との関係の遮断及び同勢力からの不当な要求に対する拒絶を業務運営に際しての基本的な考え方として、次の各号により取り組む。

#### 1 組織としての対応

反社会的勢力との関係を遮断するため、同勢力からの不当な要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せることなく、速やかに役員に報告し、役員の適切な指示・関与のもと、組織全体として対応する。

また、反社会的勢力からの不当な要求に対応する役職員の安全を確保する。

#### 2 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当な要求に備え、平素より警察・北海道暴力追放センター・弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と連携体制の構築に努める。

また、反社会的勢力からの不当な要求があった場合は、積極的に外部専門機関に相談するとともに、北海道暴力追放センターが示している不当要求対応要領を踏まえた対応を行う。

特に、脅迫又は暴力行為の危険性が高く、緊急を要する場合は、直ちに警察に通報する。

#### 3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力との関係を未然に遮断するため、必要に応じて契約書等への反社会的勢力排除条項（別紙）を規定するなど、同勢力が取引先となることを防止する。

4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇せず対応する。

5 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止するため、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢を整備する。

6 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当な要求が事業運営や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための不適切又は異例な取引は絶対に行わない。

また、いかなる理由であれ、反社会的勢力への資金提供や利益供与、利益上乗せ、人の派遣などは絶対に行わない。

(反社会的勢力への対応体制)

第4条 反社会的勢力による不当な要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「総括部署」という。）は総務グループとする。総括部署は、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の取組を行う体制を整備する。

- 1 報告・連絡・相談体制等の整備
- 2 対応マニュアル等の整備
- 3 外部専門機関との連携

② 総括部署は、反社会的勢力による被害を防止するため、関係部署と連携して、同勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積する。

③ 総括部署は、反社会的勢力への対応を行う上で、事案ごとに関係部署を指定し、連携・協力を求めるものとする。

④ 総括部署における反社会的勢力への対応責任者（以下「総括責任者」という。）は総務グループ課長とし、関係部署における反社会的勢力への対応責任者は各課長とする。

⑤ 総括責任者及び関係部署の対応責任者の安全を確保する。

(問題が発生した場合の報告・相談等体制)

第5条 反社会的勢力に係る問題が発生した場合、総括責任者は、直ちに関係部署の対応責任者に連絡・相談を行うとともに、連携して速やかに事実関係を調査する。

② 総括部署と関係部署の対応責任者は連携して問題の解決に向けた必要な対応を行う。

③ 総括責任者は関係部署と連携を取りながら適切な対応に努めるとともに、対応の状況について部長・室長及び参事へ報告し、また組合長にも報告する。

(再発防止策)

第6条 総括責任者は、関係部署の対応責任者と協議・連携して、再発防止策を講じるとともに、その方策を参事及び組合長に報告し、了承を得なければならない。

(理事会への報告)

第7条 反社会的勢力からの不当な要求の内容が、組合の事業運営に重大な影響を与える場合は、その対応の経過及び結果を理事会に報告する。

(記録簿への記録・保存)

第8条 総括責任者は、反社会的勢力から不当な要求に対する対応の経過及び結果並びに再発防止策を記録・保存する。

(改正手続)

第9条 この要領の改正は、組合長が行う。

附 則

1. この要領は、令和4年4月1日から施行する。
2. 第1条、第3条、第7条、第9条の改正及び第3条第3号別紙の規定は、令和4年10月31日より実施し、令和4年4月1日より適用する。
3. 第4条第1項及び第4項の改正は、令和7年4月1日から実施する。

【別紙】

反社会的勢力排除条項

< 条 項 例 >

以下の条項について、必要に応じ修正のうえ、その全てまたは一部を契約書等に記載する。

(反社会的勢力の排除)

第〇条 乙（乙の下請負者（下請負者が数次にわたるときは、その全て。）を含む。以下同じ。）は、甲に対し、契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、社会運動標榜ゴロ、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、また、反社会的勢力が、経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査が必要と判断した場合には、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第〇条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合には、乙に何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

2 乙が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、乙に対し何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲が、本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても、甲は何らこれを賠償または補償する責を負わない。

4 甲が、本条の規定により本契約を解除した場合、解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を契約金額の範囲内で賠償するものとする。